

土地や家屋を取得した場合は

不動産取得税がかかります！

売買・贈与・交換・建築などによって不動産(土地・家屋)を取得(登記の有無は問いません)されると、不動産取得税の課税対象となります。

不動産を取得した場合は、不動産取得申告書を提出してください。

(申告書は県税事務所に備え付けてあるほか、県のホームページからもダウンロードできます。[兵庫県 不動産取得税](#)で検索してください。)

納税については県税事務所から送付される納税通知書により、納めていただきます。

【不動産取得税の計算方法】

$$\text{不動産の価格} \times \text{税率(4\%)} = \text{税額}$$

不動産の価格とは

- 売買・贈与・交換などにより取得したとき……
市町の固定資産課税台帳に登録されている価格
- 家屋を新築・増築または改築したとき………
固定資産評価基準により評価した価格

価格、税率に関する特例

- 宅地は、令和3年3月31日までに取得されたものに限り、不動産の価格に1/2を乗じて税額を計算します。
- 土地及び住宅は、令和3年3月31日までに取得されたものに限り、税率が4%から3%に軽減されます。

また、一定の条件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合、さらに軽減措置があります。

詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

＜新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ＞

- ・新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方で、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があった方(一定の要件があります)は、最大1年間、無担保、延滞金なしで県税の徴収の猶予を受けることができます。
- ・また、収入の減少等の要件を満たさない場合でも、ほかの猶予制度を利用できる場合がありますので、納税が困難な場合は、県税事務所にご相談ください。